住民票の写し等にかかる 事前登録型本人通知制度 のご案内

― 自分の情報は自分で守る ―

本人通知制度は、事前登録を行っている方の住民票の写しや戸籍などを第三者に交付した事実を通知する制度です

・住民票の写しを同一世帯の方以外の代理人や第三者に交付した場合
・戸籍をご本人や配偶者の方、直系親族の方以外の代理人や第三者に交付した場合
などの時に、登録があった方に通知します。

◆ なぜこの制度ができたのでしょうか？ ◆

住民票の写しや戸籍謄本等の取得手続きを他者にお願いするなどの「本人の委任状による代理人受領」や、相続登記などの手続きの複雑なものを司法書士などの有資格者に依頼したときの「有識者による職務上請求用紙による受領」などで交付することがあります。

この制度を悪用して本人が知らない間に戸籍や住民票をこっそり取り、これを興信所などに横流しして「身元調査」に悪用する事件（プライム事件など）が発生しています。

～～～ 「身元調査」とは？ ～～～

「身元調査」は、個人の素性や身上について、本籍地・家系・家族構成・居住環境などを戸籍謄本などや聞き込み調査で調べることです。本人の知らないところで素性や身上を調べるため、重大な人権侵害にあたります。

そこで、不正な取得を未然に防止しようというのがこの制度のねらいです。

※この制度は、代理人や第三者が住民票・戸籍謄本などを取得できなくするものではありません。

◆ この制度を利用することの効果は？ ◆

虚偽や成りすましによる不正取得防止のアピールになり、不正に取得しようとする者を抑止する効果が期待されます。多くの方に利用していただき、「不正取得を許さない！」という意思を示すことが、ひいてはお互いの人権を守ることにつながります。

◆ 手続窓口は？ ◆

豊後大野市役所　市民生活課・各支所窓口で手続きができます。

※登録を希望される方は、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・健康保険証など公的機関による証明書）をお持ちの上、市民生活課・各支所窓口でお申し出ください。

【お問合わせ先】
豊後大野市　市民生活課戸籍住民係・各支所へ
TEL　０９７４－２２－１００１（内線２１２２）
直通　０９７４－２２－１０６７